

リスク評価のあり方等に関する検討について
(職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会及びWGでの検討)

1 経緯

【職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会(あり方検討会)】

化学物質による労働災害(がんなどの遅発性疾病は除く。)は年間 450 件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質による労働災害も頻発しているとともに、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

このため、化学物質等を取り扱う事業場において、サプライチェーン等を通じた化学物質等の危険有害性等の情報をもとに、適切な化学物質等の管理(健康障害防止対策)の実施を充実・強化するとともに、知識、人材等が不十分な中小企業や製造業以外の業種の事業場などを中心に取組が不十分な事業場への取組を強化するため、当面及び中長期的な取組について検討を行っている。(令和元年9月から検討を開始し、これまで計8回開催)

(検討会参集者名簿)

明石 祐二 (一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇 日本労働組合総連合会総合労働局雇用対策局長
大前 和幸 慶応義塾大学名誉教授
城内 博 日本大学理工学部特任教授
高橋 義和 UAゼンセン政策・労働条件局部長
中澤 善美 全国中小企業団体中央会常務理事
永松 茂樹 (一社)日本化学工業協会常務理事
名古屋俊士 早稲田大学名誉教授
三柴 文典 近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁 JEC連合副事務局長

2 検討状況及び今後の対応

以下のテーマについて順次検討を実施

(1) サプライチェーン等を通じた化学物質等の危険有害性等の情報伝達

本テーマについて重点的な検討を行ってきたところであり、7月に開催した検討会で見直しの方向性をとりまとめたところ。

(とりまとめられた主な方向性)。

[ラベル表示・SDS 交付による情報伝達を徹底・充実させるための取組・支援]

○行政による支援

- ・モデルラベル・モデル SDS の作成・更新(これまでの 3014 物質から拡大)。
- ・中小企業支援として、化学工業等の民間企業の OB 等を活用し、地域ごとに、専門人材を育成・配置し、中小企業等からの無料相談対応、助言支援等を行う体制の構築を検討。
- ・国が様々な既存化学物質の危険性・有害性に関する知見・情報を収集し、ウェブサイト等で積極的に公表。この際、情報源が一元化できるよう、関係省庁・機関で連携。

[ラベル表示・SDS 交付の充実]

- ・ラベル表示・SDS 交付の対象とする物質については、法令で義務対象とする物質を、国がモデルラベル・SDS を作成している物質(3,014 物質)まで拡大。
- ・「推奨用途と使用上の制限」も SDS に記載すべき項目に追加。
- ・定期的に危険有害性の情報の更新を確認し、更新されている場合は SDS を再交付しなければならないこととする。

[事業場内での取組]

○自社の労働者に関する取組

- ・危険性・有害性のある物質を取り扱う作業に従事する労働者に対して、初めて作業に従事させる時、作業方法を変える時、ラベルの内容に変更があった時には、ラベルの内容(ラベルの意義や絵表示の意味を含む)、作業上の注意点等について教育しなければならないこととする。
- ・学校教育など、早い段階からのラベル教育の導入について検討を進める。
- ・SDS に基づいて行うリスクアセスメントには、作業に従事する労働者を参画させなければならないこととする。
- ・購入した化学物質を他の容器に入れ替える時等は、ラベル表示等の方法で危険有害性が伝わるようにしなければならないこととする。

○外部委託を行う場合の取組

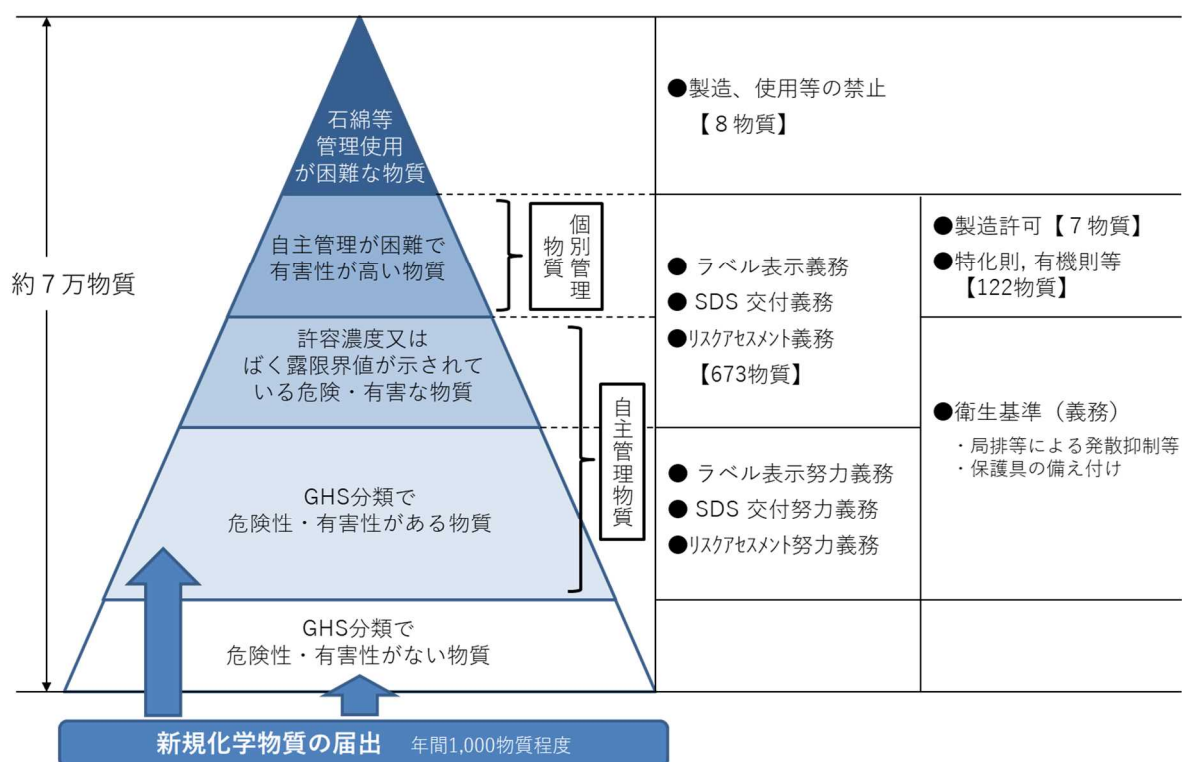
- ・SDS 交付が義務付けられている化学物質を取り扱う作業を外部に委託する場合(設備の改修、清掃等を請負業者に委託する場合など)は、例えばその設備で取り扱っていた化学物質の危険性・有害性や取扱い上の注意に関する情報などを、委託先に伝達しなければならないこととする。

(2) 伝達された情報に基づく事業場における化学物質等の管理・対策(管理体系全体、特別規則、リスクアセスメント等)と中小企業等での管理・対策を促進するための措置のあり方
本テーマについては 7 月以降本格的に検討を行っており、リスク評価に関連が深い内容として、「個別規制と自主的な管理の関係」について検討を行っているところ。

具体的には、現行の仕組みでは、個別に措置を定める特化則等の特別規則と、措置の内容は事業者任せられているリスクアセスメントが並立しており、国のリスク評価で規制

が必要と判断された物質は、特別規則に追加する取組が進められているが、以下のような課題も踏まえ、今後は SDS に基づくリスクアセスメントを基本とする自律的な管理を基軸とする仕組みに見直すことを念頭に、個別規制と自主的な管理に関する今後のあり方について検討を行っている。

(参考)現行の仕組み



(現行の化学物質管理の仕組みに関する課題)

○ 特別規則の対象となる「個別管理物質」は、物質ごとに局排等の設置、健康診断など具体的な措置が罰則付きで義務付けられているため、国のリスク評価の結果、「個別管理物質」に追加することが決まると、使用をやめて「自主管理物質」に変更し、その結果十分な対策がとられずに労働災害が発生するといった“いたちごっこ”のような状況が生じている。

※1つの物質について、国によるリスク評価において、危険有害性に係るデータを調べ、ばく露実態を調査し、「個別管理」の対象とするかどうかを決定するためには、概ね 10 年以上の時間を要している

○ 「個別管理物質」と比べて、「自主管理物質」は法令上求められる措置の具体性に乏しく、その結果「個別管理物質」と「自主管理物質」との間に、ばく露防止措置の実効性という点で大きな差が生じている。

- 化学物質による労働災害(がんなどの遅発性疾病は除く)の多く(約8割)が、「自主管理物質」によって発生している。

(3) 管理・対策等の検討を踏まえた、化学物質のリスク評価、有害性調査等のあり方

本テーマについては、あり方検討会における(2)の規制のあり方の検討の方向性を踏まえ、リスク評価や有害性調査等のあり方を検討するため、あり方検討会の下にワーキンググループ(WG)を設置し、秋から検討を開始して、来年度の早い段階でとりまとめを行う。

あり方検討会におけるリスク評価等に関する意見も踏まえ、以下について検討を行う予定。

<WGにおける検討事項のイメージ(案)>

① 化学物質に関する管理体系のあり方

個別に措置を定める特別規則による管理(国によるリスク評価で規制が必要とされた物質は特別規則に追加)と、リスクアセスメントを基本とする自主的な管理の今後の関係性を整理し、これを踏まえた管理体系のあり方について検討

② 管理体系を踏まえたリスク評価のあり方

化学物質の管理体系を踏まえた国によるリスク評価及び事業者によるリスク評価のあり方について、他の法令や海外の取組も参考としつつ、効率的・効果的なリスク評価の仕組みについて検討

- 有害性だけでなく、ばく露情報(製造・輸入量、用途等)をより勘案したリスク評価の仕組み
- リスク評価の実施主体についての考え方の整理
- リスク評価における手段の1つとして実施している国による各種試験(発がん性試験など)のあり方
- 有害性等に関する情報の一元化、他省との連携

③ 新規化学物質の有害性調査

変異原性試験を中心に運用している有害性調査制度について、他の法令や GHS との整合性等も勘案して、あり方を検討

(参考)あり方検討会におけるリスク評価に関連する主な意見

- 省庁別にばらばらにやっているリスク評価について、適用は別々だとしても、その基本となる評価までは統一するべき。
- 化審法の届出情報を共有して労災防止対策に活用できないか。
- 他省庁、他法令との連携を促進し、企業の化学物質管理の負担を軽減するべき。

- 新規化学物質の有害性調査で実施されている変異原性試験について、GHS の分類判定基準など国際的な整合性から位置づけし直す必要がある。

3 リスク評価企画検討会との関係

リスク評価に係る基本方針等についてはリスク評価企画検討会の検討事項であるが、今般の検討については、リスク評価の前提となる規制のあり方や、有害性調査制度のあり方など、リスク評価企画検討会の検討事項以外についても検討を行うこと、また、あり方検討会で整理された方向性に沿って検討を行うこと等に鑑み、あり方検討会の下にWGを設置し、あり方検討会の一部委員の参画を得て検討を行うこととしたところ。

今後、WGにおける検討については、検討状況を踏まえしかるべき段階でリスク評価企画検討会に報告を行うこととする。